

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の
総合的な推進に関する基本的な方針（案）

令和●●年●●月●●日閣議決定

目 次

I	国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向	1
1	安定的な資産形成の実現の必要性	1
2	安定的な資産形成に関する現状と課題	1
3	基本的な方針の策定	2
II	国民の安定的な資産形成の支援に関する施策	3
1	国民の安定的な資産形成に資する制度の整備	3
(1)	総論	3
(2)	新しいNISA	3
(3)	iDeCo	4
(4)	顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進	4
2	国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進	5
(1)	総論	5
(2)	顧客本位の業務運営の確保	6
(3)	資産運用業の改革	6
(4)	アセットオーナーシップの改革	7
3	国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進	7
(1)	総論	7
(2)	資産形成の考え方	8
(3)	長期・積立・分散投資の意義	9
(4)	金融トラブルから身を守るための知識の習得	9
(5)	金融リテラシーの向上における消費者教育との連携	10
(6)	社会保障教育との連携	11
(7)	私的年金等の普及促進	11
(8)	学校・教員向け支援	11
(9)	金融経済教育推進機構における教育及び広報	12
4	国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究	13
III	国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力	13
IV	その他国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項	14
1	施策の実施状況の評価	14
2	基本方針の見直し	14

I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

1 安定的な資産形成の実現の必要性

国民の安定的な資産形成は、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現するために、不可欠な要素である。内閣府の調査¹においては、「家計と資産の満足度」は、国民の「生活満足度」を構成する一つの分野として認識されている。また、分野別満足度の中でも「家計と資産の満足度」は、「生活満足度」との関係性が「生活の楽しさ・面白さ」に次いで二番目に強く、「将来不安度」との関係性については、全ての分野別満足度の中で最も強いことが示されている。

また、国際的にも、金融経済教育等を通じて個人の金融面の厚生を高めることを目的とした議論が進められる²など、国内外を問わず、ファイナンシャル・ウェルビーイング³の実現に関心が高まっている。

こうした個々人の幸福や厚生の実現のみならず、国民の安定的な資産形成を支援することにより、家計の金融資産が投資に向かい、企業価値の向上が図られ得る。そして、その恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費につなげ、金融資産所得を増やしていく資金の流れを創出するという「成長と分配の好循環」を実現することが重要である。また、こうした好循環の中で、健全で質の高い金融商品が提供され、家計の金融資産が有効活用されることは、公正で持続可能な社会の実現にも資するものである。

2 安定的な資産形成に関する現状と課題

NISA 口座数の増加や若年層等における家計金融資産に占める有価証券保有割合の増加など、家計における安定的な資産形成の実現に向けた取組には一定の進捗が見られる。他方、2,100兆円を超える日本の家計金融資産の半分以上を引き続き現預金が占める⁴など、その資産構成の変化は小幅に留まっており、家計金融資産の伸びは、欧米諸国に比べて相対的に低いことも指摘されている⁵。

¹ 内閣府「満足度・生活の質に関する調査報告書 2023」。

² OECD/INFE "High-Level Principles on National Strategies for Financial Education"。

³ 自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、将来の経済状況についても安心感を得られている状態。

⁴ 日本銀行「資金循環統計」。

⁵ 新しい資本主義実現会議 第1回資産運用立国分科会 配布資料。

上記の「成長と分配の好循環」を実現し、我が国経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成を実現するためには、インベストメント・チェーンに参加する全ての主体が、十分にその機能を発揮することが重要である。すなわち、家計の安定的な資産形成を実現するためには、持続的な企業価値向上に向けた取組だけでなく、NISA や私的年金等の制度の普及、金融・資本市場に係る事業者等の監督、学校教育や職域・地域における教育等を通じた金融リテラシーの向上など、利用者の利便向上とその保護を図るための様々な施策を、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化も踏まえつつ、国全体として総合的に進めていく必要がある。

あわせて、国だけではなく、地方公共団体や民間企業による主体的な取組と国との連携も不可欠である。地方公共団体が行っている健康診断のように、資産形成支援についても、例えば、地方公共団体や民間企業が NISA や私的年金等の普及や利用促進を図るために職員・社員向けセミナーを開催するなど、国民が自らの生活設計の中で、どのように資産形成を進めていくかについて考える機会を身近な場所で定期的に得られるような取組を広く進めることが重要である。

3 基本的な方針の策定

令和 6 年 2 月、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）の一部が施行された。本基本方針は、改正法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号。以下「金サ法」という。）第 82 条の規定に基づき、国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向や、国民の安定的な資産形成の支援に関する事項等を定めるものである。

なお、本基本方針に沿った取組を進めるに当たっては、少子高齢化や働き方・生き方の多様化の進展等の経済・社会情勢における変化が、個々人の生活・経済事情等に影響を与える点にも鑑みつつ、多くの国民が早期から継続的に安定的な資産形成を図ることのできるよう、多様な資産形成の在り方に配慮した環境を整備することが重要である。

Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

(1) 総論

昭和 46 年に制定された勤労者財産形成促進法(昭和 46 年法律第 92 号)に基づく財形貯蓄は、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用されている。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子について税制上の優遇措置が講じられるなど、政府としても後押しし、資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようになることが重要である。

NISA は、平成 26 年の導入以降、数度の制度変更を経て、利用者が 2,130 万人を超える⁶など、広く浸透しつつある。とりわけ、平成 30 年に導入されたつみたて NISA については、利用者の約 7 割を 20 代～40 代の比較的若い世代が占めており、若年層からの資産形成の実現に寄与していた。令和 6 年から開始した新しい NISA は、後述(2)のとおり、より多くの国民が利用しやすい制度となっており、更なる利用者の拡大が期待される。

また、個人型確定拠出年金(iDeCo)についても、平成 13 年の制度創設以降累次の制度改革を行い、加入者は 300 万人を突破し増加している⁷。

政府としては、こうした税制優遇を伴う資産形成支援制度の利用状況、高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要である。

(2) 新しい NISA

従来、株式や投資信託への投資は、一部の富裕層が行うものというイメージがあったが、NISA やつみたて NISA の導入後、令和 5 年 12 月末現在で、2,136 万口座が開設され、35.4 兆円の新規投資が行われ⁸、かつ、20 歳代から 30 歳代の若年層の利用が急拡大している。

⁶ 金融庁「NISA 利用状況調査」。

⁷ iDeCo 公式サイト「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」

⁸ 金融庁「NISA 利用状況調査」。

さらに、令和 6 年 1 月に開始した新しい NISA は、非課税保有期間の無
期限化と制度の恒久化により、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・
分散投資による継続的な資産形成を行うことが可能となった。また、年間
投資上限額の拡充により、個人のライフステージに応じて、資金に余裕が
あるときに集中的に投資を行うことも可能となっている。

より幅広い層が個々人のライフプランやライフステージに応じて適切
に新しい NISA を利用できるよう、官民連携による積極的な広報を展開し、
普及・活用を促進していく。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向
上やサービスを提供する金融機関の負担軽減に取り組んでいくとともに、
利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングにも取り組む。

こうした取組を通じて、令和 9 年末時点における NISA 総口座数を 3,400
万へ、NISA 買付額を 56 兆円へ増加させることを目指す⁹。

(3) iDeCo

高齢期の就労拡大・多様化のみならず、働き方やライフスタイルの多様
化により、老後に向けた家計の資産形成の重要性が増していることから、
iDeCo の拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ、各種手続の簡素化・
迅速化等について、検討を進める。

(4) 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進

国民の安定的な資産形成を支援するためには、個々人のライフプラン、
資産状況、収入等を考慮した上で、家計管理、資金計画、財形貯蓄・NISA・
iDeCo 等の税制優遇制度、多様化する金融商品・サービス等について、気
軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備すること
が重要である。この点、組成・販売等を行う金融機関においては、顧客本
位の業務運営の確保を進め、顧客に対して適切な情報提供を行うことが引

⁹ 資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 新しい資本主義実現会議決定）では、「5 年間
で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の 1,700 万から 3,400 万へと倍増させるこ
とを目指して制度整備を図る。」「5 年間で、NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へ
と倍増させる。」とされている。

き続き期待されるが、さらなるアドバイス環境の充実を図る観点から、インベストメント・チェーンにおいて顧客と販売会社の間に入り、顧客の判断をサポートするアドバイザーの役割も大きい。また、そのアドバイスについては、顧客の立場に立って、顧客の家計全体を最適化するよう行われることが必要である。

しかしながら、顧客の立場に立っていると謳いながら、例えば短期的な収益の追求など、顧客の利益とは必ずしも一致しない動機に過度に偏重した結果、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からない等の課題が指摘されている。こうした点を踏まえ、様々な形で良質なアドバイスがより広く提供されるよう、3(9)で後述する金融経済教育推進機構において、一定の中立性を有し、顧客の立場に立っていると評価可能なアドバイザー（以下、「認定アドバイザー」という。）の見える化に取り組む。その際、諸外国では、アドバイザーが提供できる商品・サービスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか等に注目している点を踏まえることとする。

また、これまでの我が国における金融ビジネスの慣行や家計のアドバイス・サービスの利用状況を踏まえれば、現状、顧客からのみ報酬を得るアドバイスでは持続可能なビジネスとして成立させていくことには困難が伴うとの指摘もある。顧客が良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備する観点から、3(9)で後述する金融経済教育推進機構において、こうした認定アドバイザーを支援していく。

2 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進

(1) 総論

国民の安定的な資産形成を支援するに当たっては、インベストメント・チェーンを構成する各主体が、それぞれの役割を十分に発揮し、「成長と分配の好循環」を実現することが重要である。そのため、金融サービスの利用者が、安心してサービスを利用できるよう利用者保護を図り、かつ、よりよいサービスを受けられるよう利用者利便を向上させる観点から、広く金融サービスを提供する事業者が、顧客に対して誠実かつ公正に業務を行うこと、及び、顧客本位の良質なサービスの提供に努めることが不可欠である。

また、アセットオーナーの中には、加入者から委託を受けて資金を運用し、個人の安定的な資産形成を実現する上で重要な役割を有する者もいる。こうしたアセットオーナーは、受益者の最善の利益を確保する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、その運用を実現するための委託先を厳しい目で見極めることが必要である。

こうした観点から、改正法により、広く金融事業者一般及び企業年金制度等の運営に携わる者を対象として、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する義務が規定されている（金サ法第2条第1項）。これを踏まえ、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融事業者や企業年金制度の運営に携わる者等が、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する観点から業務運営に取り組むよう、促していくことが重要である。

(2) 顧客本位の業務運営の確保

金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向け、金融事業者において顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、金融商品を組成するにあたって、顧客の最善の利益に適う商品選択を確保するため、運用体制の透明性確保も含め、金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスを促進する。

(3) 資産運用業の改革

我が国において、資産運用ビジネスを有する大手金融機関グループが果たすべき役割は大きい。グループ全体で顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築及びその実効性確保を促す。

また、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い多様な商品やサービスが、家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく。

このため、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正を進める。さらに、金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進す

る。加えて、当該地域が金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）を支援する。

この他、「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会とりまとめ）に掲載された施策について着実に取り組む。

(4) アセットオーナーシップの改革

アセットオーナーは、受益者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、その運用を実現するための委託先を厳しい目で見極める、といった運用力を高度化していくことが必要である。

アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通して求められる役割があると考えられる。このため、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定する。

この他、「資産運用立国実現プラン」に掲載された施策について着実に取り組む。

3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

(1) 総論

国民一人ひとりが、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行っていくことで、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためには、個々人の金融リテラシーを向上させていくことが重要である。

これまで、国、金融広報中央委員会、金融関係団体等は、最低限身に付けるべき金融リテラシーを体系的に整理した「金融リテラシー・マップ」

¹⁰に基づき、ライフプランに応じた資産形成の啓発や投資体験に着目した教材の作成等、金融経済教育に関する取組を実施してきた。他方、こうした取組にもかかわらず、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」¹¹において、依然として「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が低水準であることが示されているとおり、金融経済教育を受ける機会が国民に十分行き届いているとは言えない状況にある。この点、世代、地域や生活環境等の個人が置かれている状況にかかわらず、国民の安定的な資産形成に向けた自助努力を支援するためには、将来的には誰一人取り残さず、定期的に金融経済教育を受けられる機会を提供することが重要である。

金融経済教育に取り組むにあたっては、上述の「金融リテラシー・マップ」の内容を参考にしつつ、家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、消費生活の基礎や金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指すことが重要である。また、その際、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、社会の一員として、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献することができるという視点を持つことも重要である。

そして、全ての国民に対して、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるためには、関係省庁・地方公共団体・教育関係者・金融業界・経済界・(9)で後述する)金融経済教育推進機構等が、学校・企業・地域コミュニティ等の様々な場で密に連携することが必要である。

こうした観点から、本基本方針に盛り込まれた取組を進め、まずは令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。

(2) 資産形成の考え方

¹⁰ 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ『最低限身に付けるべき金融リテラシー』の項目別・年齢層別スタンダード(2023年6月改訂版)」。

¹¹ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」では、「在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理についての授業などの『金融教育』を受ける機会がありましたか」との問いに、「受ける機会があり、自分は受けた」と回答した人は、7.1%と低水準に留まっていることが示されている。

資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組み合わせを検討していくことが重要である。金融商品の有するリスク¹²やリターンは商品ごとに様々であるが、流動性・収益性・安全性の観点から、それぞれの特徴を理解する必要がある。例えば、一般的には、預貯金は、流動性や一定の元本保証があることに伴う安全性が高い一方、収益性は株式や投資信託等に劣る場合が多い。株式や投資信託等は、一定の収益性が期待できる一方、元本割れのおそれも存在する。貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要である。

(3) 長期・積立・分散投資の意義

株式や投資信託等への投資に伴うリスクを可能な限り軽減しつつ、安定的な資産形成を行うためには、長期・積立・分散投資が有効な選択肢の一つとなる。具体的には、積立投資により、一括投資に比べ高値掴み等のおそれの軽減が期待でき、分散投資（投資対象の商品（アセットクラス）や地域を分散させること）により、ポートフォリオ全体が特定のリスクから受ける影響を軽減することが可能となる。そして、こうした積立・分散投資を長期間継続することで、複利効果¹³も享受しつつ、安定的な資産形成に取り組むことが可能になると考えられる。

ただし、これらの知識を習得したことのみをもって投資で損をする可能性を排除できるわけではなく、投資から生じる利益や損失は、投資対象商品の相場変動、為替相場、当該商品の売買にかかる手数料や税制等、様々な要因に左右されるものであることに留意が必要である。

以上の観点を踏まえ、長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発に取り組んでいく。

(4) 金融トラブルから身を守るための知識の習得

¹² 金融商品のリスクとは、損失が発生する可能性ではなく、「運用成果の振れ幅」のことを指す。

¹³ 投資して得られた収益が更に運用され増えていくこと。

従前から、本来の価値に見合わないものを高額で売りつける悪質商法や、小さなリスクで大きく儲かると偽る詐欺的な投資勧誘などの相談事例が多く存在したが、昨今では、偽メールや偽サイトによるフィッシングや架空請求などに加え、SNS 等における暗号資産へと関連付けた詐欺的な投資勧誘の相談事例が増えているなど、金融トラブルは多種多様化している。

こうした中、独立行政法人国民生活センター¹⁴によれば、生命保険や投資信託、多重債務、暗号資産といった金融関連商品・サービスに関するトラブルの相談件数は、引き続き高水準かつ増加傾向にある。

こうした現状を踏まえ、最新のトラブル事例や、トラブルから事前に身を守るための情報や万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処方法等、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、国民が必要な金融リテラシーを身に付けられるよう、支援していく。その際、令和4年4月に成年年齢が引き下げられたことを背景に、若年層が金融トラブルに遭うことを防止する観点からも、若年層に対する金融経済教育を強化していく。

(5) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携

金融経済教育を推進するに当たっては、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献する観点から、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。

このため、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に基づく消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することを推進していく。

¹⁴ 独立行政法人国民生活センター「各種相談の件数や傾向」のうち、「金融関連商品・サービス」の件数を集計。

329 (6) 社会保障教育との連携

330
331 社会保障制度は、怪我、病気、介護といった個々人の生活上のリスクを
332 国民全体で支え合う仕組みであり、国民生活や社会経済の安定に欠かせな
333 い制度である。また、日本の社会保障の中心である、社会保険の財源は税
334 や社会保険料であり、社会保険を受給するためには保険料を納付するこ
335 とが原則である。

336 こういった社会保障の意義や役割、負担と給付の関係、民間保険との違
337 い等を理解し、国民一人ひとりが、地域住民の日常生活を支える社会保障
338 の担い手であるという当事者意識をもつとともに、必要な制度を活用でき
339 るようになることは、国民が安定的な資産形成を進める上でも重要である。
340 このため、効果的な教材の作成、周知などについて、社会保障教育と必要
341 な連携を行っていく。

342
343 (7) 私的年金等の普及促進

344
345 公的年金の上乗せの給付として、高齢期により豊かな生活を送るための
346 制度として重要な役割を果たす企業年金や iDeCo を含む私的年金等につ
347 て普及促進を図るため、政府横断的に広報を行っていく。具体的には、企
348 業型確定拠出年金 (DC) 実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援 (講
349 師派遣事業) のほか、私的年金等に関する広報活動を展開していく。

350
351 (8) 学校・教員向け支援

352
353 「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」では、社会科 (公民的分野)
354 と技術・家庭科 (家庭分野) において、「高等学校学習指導要領 (平成 30
355 年告示)」では、公民科と家庭科において、金融経済教育に関する記載が拡
356 充されている。さらに、「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 (家
357 庭編)」においては、家計管理について理解する内容として、「預貯金、民
358 間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴 (メリット、
359 デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。」と、具体的な視点
360 が盛り込まれた。

361
362 学校における金融経済教育を一層充実させるため、学校現場を支援する
363 観点から、(9)で後述する金融経済教育推進機構は、学校や教員研修の場等
364 への講師派遣を積極的に展開するほか、中学校や高等学校の各段階におけ

る学習教材の提供等を進める。また、学校における効果的な授業のあり方について研究を進め、広く普及していく。

(9) 金融経済教育推進機構における教育及び広報

上述(1)のとおり、政府や金融関係団体等においては金融経済教育に関する様々な取組が実施されてきたが、各種調査により、金融経済教育を受けたと認識している者は少数にとどまっていることが示されている。また、金融経済教育の担い手が金融関係団体や金融機関では、金融商品の販売・勧誘が目的ではないかと疑われ、受け手から敬遠されとの指摘や、各主体の取組には重複する部分も見られ、全体として見ると非効率ではないかとの指摘もある。

こうした指摘を踏まえ、金サ法に基づき、金融経済教育推進機構（以下、「機構」という。）が令和6年4月に設立予定である。機構は、金融リテラシーの向上を図るプラットフォームとして、時代の移り変わりと個人の多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービスの活用や資産の形成と活用を支援する。これにより、一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイングを実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献していく。

こうした考えの下、まず、全国に教育の機会が提供されるよう、その活動を抜本的に拡充する。そのため、関係省庁・地方部局、地方公共団体、教育機関、経済団体、金融団体・金融機関、都道府県金融広報委員会等の多様なステークホルダーとの連携を強化し、地方を含めて「学びの場づくり」に取り組む。特に、機構が有する公的性格という強みを活かし、認定アドバイザーも活用しながら、積極的な企業向け講師派遣や企業の人事・福利厚生担当者向けセミナーの開催等を通じて、企業における雇用者の資産形成支援を促していく。

さらに、成人向けの教育・広報の実施に当たっては、個人の行動変容を促すために、金融経済教育とともに、個人の立場に寄り添った認定アドバイザーの役割が重要である。このため、機構においては、上述1.(4)のとおり、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・支援することにより、個人が気軽に相談できる環境を整備する。

4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

国民の安定的な資産形成に関する実態や、国民が受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体や事業主を含め施策の実施状況や、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

支援制度の利用状況に関する指標としては、NISA 口座数やNISA 買付総額を掲げているところであるが、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を更に適切に推進していくため、指標の在り方については、これらの施策がどのように個人の行動に影響を与えたかといった視点も含め、引き続き検討を進めていく。

Ⅲ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力

国、地方公共団体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

国は、関係省庁や内部部局だけでなく、地方公共団体や民間団体とも緊密に連携しつつ、国民の安定的な資産形成の支援に関する国全体の施策を推進する。その際、国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の人口規模や構成等の社会的状況や、産業構造等の経済的状況に応じた施策を策定し、実施する。また、国民一人ひとりに対して個々人の年齢や生き方に応じた安定的な資産形成を促すため、住民に身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援する。その際、地方公共団体は、金サ法第 84 条において、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるとされていることに留意する。

企業においては、雇用者の幸福を目指す上で心身の健康のみならず、経済的

な安定を支援する取組が広まりつつある。これは従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、人的資本の戦略上も重要であることから、国は、事業主に対して、金サ法第 85 条の規定を踏まえ、その事業に支障のない範囲における、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報への協力を求めつつ、事業主が雇用者の安定的な資産形成を支援するための取組を継続的に進められるよう、経済団体と連携しながら、中小企業を含めて支援していく。

IV その他国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

1 施策の実施状況の評価

本基本方針に基づき講じられた国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。検証・評価に当たっては、金サ法第 82 条第 8 項の規定に基づき、金融審議会において、関係者の意見を聴取することとする。

2 基本方針の見直し

金サ法第 82 条第 7 項の規定に基づき、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、またⅣ 1 で実施された評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、おおむね 5 年後を目途に見直しを検討することとする。